

## 8 就労

仕事を探している方、技術を身につけたい方、就職資金が足りない方などのために、次のような制度があります。

### 障害者就労支援センター 身 知 精

内容 障害のある方の就労支援と、企業が障害のある方を安心して雇用できるための企業支援をおこないます。

対象者 市内在住の15歳以上（義務教育終了者）の障害のある方とその家族

※障害の種別は問いません

利用方法 障害者就労支援センターにて面接 相談のうえ登録が必要です。

利用時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分 ※来所する場合は事前にご連絡ください。

休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

窓口 障害者就労支援センター 浦安市千鳥15-5

電話 047-304-6200 ファクス 047-304-6202

メール [urayasu-syurosien@roukyou.gr.jp](mailto:urayasu-syurosien@roukyou.gr.jp)

### 職業の紹介 障害者雇用促進合同面接会 身 知 精

内容 ①専門の窓口において、障害のある方の求職から就職後のケアまで一貫したサービスを行っています。

②障害のある方の職場を確保し、就職を促進するため千葉 市川 船橋 松戸など各ハローワークで毎年1回開催されます。

窓口 市川公共職業安定所

電話 047-370-8609（部門コード43#） ファクス 047-370-0203

### 障害者職場実習奨励金

内容 障害のある方の雇用促進を図るため、障害のある方の職場実習を受け入れた事業主に対して、奨励金を交付するものです。

対象者 公共職業安定所（ハローワーク）の斡旋により、市内に居住する障害のある方を5日以上職場実習に受け入れた事業主

支給額 実習生1人1回につき2万円

窓口 商工観光課 電話 047-712-6295 ファクス 047-351-8600

メール [shoukougankou@city.urayasu.lg.jp](mailto:shoukougankou@city.urayasu.lg.jp)

### 高年齢者及び障害者雇用促進奨励金

内容 高年齢者や障害のある方の雇用促進を図るため、高年齢者や障害のある方を雇用した事業主に対して、奨励金を交付するものです。

対象者 ①ハローワークの紹介により、浦安市内に居住する高年齢者（65歳以上）または障害のある方を雇い入れ、交付期間終了後も常時雇用する事業主

②労働協約、就業規則などにより退職年齢を60歳以上に定めている浦安市内の事業所で、当該事業所を定年退職した対象者（浦安市内に居住）を雇い入れ、交付期間終了後も常時雇用する事業主

※月々の勤務時間数によって交付の可否を決定します。勤務時間の目安は、雇用保険加入要件の勤務時間数（週20時間以上）です。

支給額 ①高年齢者（65歳以上） 月額2万円

②身体障害者手帳1 2級、療育手帳④またはA1 2、精神障害者保健福祉手帳1 2級

月額2万5,000円

③身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B1 2、精神障害者保健福祉手帳 3 級

月額 2 万円

対象期間 雇用した日の属する月の翌月から 1 年間

窓口 商工観光課 電話 047-712-6295 ファクス 047-351-8600

メール shoukougankou@city.urayasu.lg.jp

事業主に対する援助制度

内容 ①特定求職者雇用開発助成金

[特定就職困難者コース]

公共職業安定所等の紹介により、65 歳未満の障害のある方などを継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に支給します。

②障害者雇用調整金の支給

常用雇用労働者の総数が 100 人を超えており、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超えている事業主に支給します。

③報奨金の支給

常用雇用労働者の総数が 100 人以下で、雇用障害者数が一定数を超えている事業主に支給します。

④特例給付金の支給

1 週間の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の障害者を雇用する事業主に支給します。

⑤障害者作業施設設置等助成金

障害のある方を雇い入れるか、継続して雇用している事業主が、その障害のある方が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう作業環境の整備を行う場合に費用の一部を助成します。

窓口 ①市川公共職業安定所 電話 047-370-8609 (部門コード 31 #) ファクス 047-370-8610

②から⑤独立行政法人高齢 障害 求職者雇用支援機構 千葉支部

高齢 障害者業務課 電話 043-304-7730 ファクス 043-304-7733

障害者に対する援助制度

内容 ①公共職業訓練

障害のある方に必要な技能 知識を習得させて、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的に職業訓練施設等で職業訓練を行っています。

②職場適応訓練

作業環境に適応することを容易にするため都道府県が民間事業所などに委託して訓練を行っています。

③職業相談 職業評価

就職や職場適応に向けた課題を整理するために各種検査を行い、職業リハビリテーション計画 (支援計画) を策定しています。

④職場適応援助者 (ジョブコーチ) による支援事業

障害のある方の雇用の促進および職業の安定のために、ジョブコーチが職場に出向き、障害のある方及び事業主に対して直接的、専門的な支援を行っています。

⑤職業準備支援

職業センターへの通所を通じて、職業準備性を高めるための支援を行っています。

⑥職場復帰支援

うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行っています。

窓口 ①, ②市川公共職業安定所 電話 047-370-8609 (部門コード 43 #) ファクス 047-370-0203

③から⑥千葉障害者職業センター 電話 043-204-2080